様式第１号（第６条の２関係）

多　数　離　職　届

|  |
| --- |
| 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第６条の２第２項の規定により、下記のとおり届けます。　　　公共職業安定所長　殿令和　　　年　　　月　　　日 |
| 事業主 | 氏 名法人にあたっては名称及び代表者の氏名 |  |
| 住 所法人にあたっては主たる事務所の所在地 | 〒(　　　　－　　　　) | 電話番号　　　（　　　） |
| 多 数 離 職 等 に 係 る事 　 　 業 　　所 |  名 　称 |  | 事 業 の 種 類 |  |
|  所 在 地 |  |
|  労 働 者 数 　　　　　　　　　　　　　　人 | 　のうち45歳～69歳の者の数　　　　　　　　　　人 |
| ②届 出 の 対 象 と な る離 職 が 生 ず る 年 月 日 又 は 期 間  | 年　　月　　日から年　　月　　日まで | ③　離　職　者　数 | 性 別 | 45～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 計 |
| 計 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 男 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 女 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
|  |  |   |   |   |   |   |   |   |
| 氏　　　　　　名 | 職 種 | 年 齢 | 性 別 | 離 　職年 月 日 | 離職理由 | 住　　　　　　　　　所 | 再 就 職 の希望の有無 | 再 就 職 先予定の有無 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 記入担当者 | 所属部課 |  | 氏名 | 　　　　　　　　　　　　　印 |

[記入上の注意]

１　多数離職者の届出

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第１６条の規定により、事業主は、その雇用する高年齢者のうち、２に述べるように一定数以上のものが一定の理由により離職する場合には、あらかじめその旨を公共職業安定所長に届け出なければならないこととされています。

２　届け出なければならない場合

　同一の事業所において届け出るべき離職者の数が１カ月以内に期間に５人以上となる場合に届け出なければなりません。

この場合において、「１カ月以内の期間」の１カ月は暦の上の１月、２月、３月・・・１２月の１月ではなく、暦に従って計算をする１月であること。（例　２月7日～3月6日）

また、1カ月以内の期間に、届け出るべき離職者が5人以上あり、その離職に関してすでにこの届出が行われた後に、更に届け出るべき新たな離職者が5人以上となったときは、さきに行った届出の後の5人以上の者について届出を必要とします。

　　届け出るべき離職者の範囲は次のいずれにも該当するものです。

⑴　離職の日において45歳以上６５歳未満であること。

⑵　次のいずれにも該当しないこと。

　　a 　日々又は期間を定めて雇用されている者（同一の事業主に６カ月を超えて引き続き雇用されるに至っている者を除く。）

　　ｂ　試みの使用期間中の者（同一事業主に１４日を超えて引き続き雇用されるに至っている者を除く。）

　　ｃ　常時勤務に服することを要しない者として雇用されている者

　　　　「常時勤務に服することを要しない者」とは、非常勤講師のように毎日勤務に服することを要しない者であって、嘱託等の名称は用いられても毎日勤務に服することを要する者は、ここにいう「常時勤務に服することを要しない者」ではないこと。

⑶　その離職理由が、定年、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるもの及び天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったことによるものを除く。）その他の事業主の都合、又は再雇用及び勤務延長により定年に達した者を一定の年齢に達するまで引き続き雇用する制度がある場合における当該制度の定めるところによる退職（以下「継続雇用の終了」という。）であること。

３　届け出るべき離職者の数の計算方法

　　　　届け出るべき離職者の数の算定は、同一の事業所において、暦月にかかわらず１カ月以内の期間に発生する２の離職者の数を合計して行って下さい。

　　　　ただし、雇用対策法第２８条第１項の規定により大量雇用変動の届出が既になされている場合の当該届出によって既に届けられた者及び同法第２４条第５項の規定に基づく再就職援助計画書の認定の申請により大量雇用変動の届出をしたものとみなされた同条第１項の再就職援助計画に係る者については、多数離職の届出の算定基礎から除き、これらの者以外の者の数が５人以上となる場合に届け出ればよいこととなっています。

　　４　届出の方法及び時期

　　　　届出は、多数離職届（本様式）を貴事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に提出することによって行って下さい。

また、届出は当該届出に係る離職が生ずる日の１カ月前までに行わなければなりません。当該届出に係る離職が同一の日に生ずるのでない場合には、そのうちの最後の離職が生ずる日の１ヶ月前までに届出を行えばよいこととなっています。

　　　　なお、「１カ月前までに」とは、多数離職が生ずる日（最後の離職が生ずる日）の属する日の前月における当該多数離職だ生ずる日（最後の離職が生ずる日）の応答日（応答日がない場合は、その月の末日）の少なくても前日までにということを意味するものです。また、その日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び１２月２９日から翌年１月３日までに当たる場合には、その翌日まででさしつかえありません。

　　５　罰則

　　　　多数離職届を届出をすべきでありながら届出をせず、又は、虚偽の届出をした者（法人であるときには、その代表者）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第５７号の規定により１０万円以下の過料に処せられることになっています。

　　６　多数離職届出の記入上の注意

　　　⑴　「事業主　氏名（法人のあっては名称及び代表者の氏名）欄及び「記入担当者　氏名」欄については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入して下さい。

　　　⑵　③「離職者数」欄は、２及び３に該当する届け出るべき離職者の数を、性、年齢階級別に記入して下さい。

　　　⑶　離職者の～までの欄は届け出るべき離職者全員について記入して下さい。枠が不足する場合には、別葉でつけ足して下さい。

　　　⑷　「離職理由」欄は、「定年」、「解雇その他の事業主の都合」、「継続雇用の終了」のように記入して下さい。

　　　⑸　「住所」欄は、離職者がいずれかの安定所へ求職申込みするかを把握するために必要なので、市区町村名まで記入して下さい。

　　　⑹　「再就職の希望の有無」欄は、単に「有」、「無」のいずれかを記入して下さい。

　　　⑺　「再就職予定の有無」は、会社の紹介、知人の紹介あるいは自己開拓等により再就職先の予定がある場合には、「有」と予定の無い場合には、「無」と記入して下さい。